

平成18年7月10日

厚生労働省
農林水産省

コーデックス委員会総会における食品中の
カドミウムの国際基準値の検討結果について

スイス（ジュネーブ）で開催された（7月3日～7日）の第29回コーデックス委員会総会において、食品中のカドミウムの国際基準値案の取扱いが検討された。

当会議の検討結果の概要及び我が国における今後の予定は以下のとおり。

1. 検討結果

総会での検討の結果、以下の基準値が新たにステップ8として最終採択された（別紙参照）。

- ① 精米について、0.4 mg/kg
- ② 海産二枚貝（カキ及びホタテガイを除く）及び頭足類（内臓を除去したもの）について、2 mg/kg

2. 我が国における今後の予定

現在食品安全委員会において行われている食品からのカドミウム摂取に係るリスク評価の結果に基づき、厚生労働省及び農林水産省は必要なリスク管理のあり方について検討していくこととしている。

厚生労働省 HP「食品安全情報」（食品に含まれるカドミウムについて）：

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/cadmium/index.html>

農林水産省 HP「食品中のカドミウムに関する情報」：

<http://www.maff.go.jp/cd/index.html>

(別紙)

今回採択されたカドミウムの国際基準値

食品群	基準値 (mg/kg)	ステップ ^{注)}	備 考
精米	0.4	8	
海産二枚貝	2	8	カキ、ホタテガイを除く
頭足類	2	8	内臓を除去したもの

注) ステップ (コーデックス規格作成の手続き) について

コーデックス規格 (カドミウムの場合は最大基準値) の作成手続きは、以下に示す8つの段階から構成されている。

- ステップ1 総会が規格作成を決定
- ステップ2 事務局が規格原案の手配
- ステップ3 提案された規格原案について各国のコメントを要請
- ステップ4 部会が規格原案を検討
- ステップ5 規格原案について各国のコメントを要請。そのコメントに基づき、総会が規格原案の採択を検討
- ステップ6 規格案について各国のコメントを要請
- ステップ7 部会が規格案を検討
- ステップ8 規格案について各国のコメントを要請。そのコメントに基づき、総会が規格案を検討し、コーデックス規格として採択

(参考) 既にコーデックス委員会で採択されたカドミウムの国際基準値

食品群	基準値 (mg/kg)	備 考
穀類 (そばを除く)	0.1	小麦、米を除く ふすま、胚芽を除く
小麦	0.2	
根菜、茎菜	0.1	セロリアック、 ばれいしょを除く
ばれいしょ	0.1	皮を剥いたもの
豆類	0.1	大豆 (乾燥したもの) を除く
葉菜	0.2	
その他の野菜 (鱗茎類、アブラナ科野菜 [※] 、 ウリ科果菜、その他果菜)	0.05	食用キノコ、トマト を除く

※ 「アブラナ科野菜」のうち、葉菜で結球しないものについては「葉菜」に含まれる。

(参考) これまでの経緯

- 1 国際的な食品規格設定の場であるコーデックス委員会（国際食品規格委員会）において、食品中のカドミウムの基準値が検討されてきた。
- 2 平成 10 年 3 月に開催された第 30 回コーデックス委員会食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）において、予備的な原案が提案され、これ以降審議が続けられてきた。
- 3 平成 16 年 7 月に開催された第 27 回コーデックス委員会総会において、①精米については原案（0.4 mg/kg）でステップ 3 とし、部会でさらに検討する、②小麦、野菜などについてはステップ 5 で予備採択し、ステップ 6 に進めて引き続き検討することが合意された。
- 4 平成 17 年 2 月に開催された FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）は、コーデックス委員会で当時国際基準値が検討されていた各品目について、基準値案とその上下の値を設定した場合の影響等について議論し、その結果、いずれの値が基準値として設定されたとしても、総カドミウム摂取量、すなわち、人の健康上のリスクの差はごくわずかしかないと結論した。
- 5 平成 17 年 7 月に開催された第 28 回コーデックス委員会総会では、①小麦、野菜などについては基準値案をステップ 8 で最終採択すること、②精米と「海産二枚貝（カキ、ホタテを除く）」及び「頭足類（内臓を除去したもの）」については、原案（精米は 0.4 mg/kg、海産二枚貝及び頭足類は 1.0 mg/kg）をそれぞれステップ 5 で予備採択し、これらをステップ 6 に進めて部会で引き続き検討することが合意された。
- 6 平成 18 年 4 月に開催された第 38 回 CCFAC では、①精米については基準値案（0.4 mg/kg）をステップ 8 で最終採択すること、②海産二枚貝（カキ及びホタテガイを除く）及び頭足類（内臓を除去したもの）については基準値案（1.0 mg/kg）を 2 mg/kg に修正した上でステップ 8 として最終採択することを、それぞれ総会に諮ることが合意された。